

知っ得！ 情報



空き家バンク制度をご存じですか

こうした要望に応え、定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的として、市では、空き家バンク制度を開設しています。

市内に一時的または将来的にも使わない「空き家」があり、貸したり売ったりしてもよいと思っている人は、ぜひ空き家バンクに登録してください。

登録すると、市のホームページなどで移住希望者に情報を提供していきます。

【空き家を提供したい人】

瀬戸内市は気候が温暖で、風光明媚であることから、都市部からの移住希望者が大変多く、特に古民家や家庭菜園付き、海が近い物件などの人気は高くなっています。

市内に現在空き家を持っていて、貸したい、売りたいと思っている人は「空き家登録申込書」をまちづくり推進課に提出してください。提出された情報は、「空き家バンク」に登録するとともに市のホームページに掲載します。

【空き家に住みたい人へ】

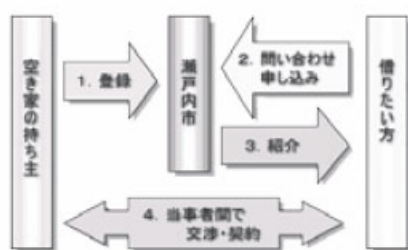
市のホームページを見て、希望する条件に合う空き家情報があった場合、「空き家情報報利用登録者申請書」および「空き家利用誓約書」をまちづくり推進課へ提出してください。その後、市から空き家所有者を紹介いたしますので、移住希望者と空き家所有者の当事者間で交渉や契約を行うこととなります。

※市が売買・賃貸の仲介を行うわけではありません。

■問い合わせ先

まちづくり推進課
☎0869・22・1031

空き家バンクにおける情報提供の流れ



瀬戸内市を応援してください ふるさと納税

市では、瀬戸内市を愛し、応援しようとする個人や団体からふるさと納税（応援寄附金）を募っています。

寄附者の瀬戸内市に対する思いを実現し、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるまちづくりを行うため、寄附金は、寄附者が希望する事業に活用します。

寄附金については、市からの領収書を確定申告の際に提出することで、その年の所得税と翌年の住民税から控除されます（ただし、寄附金控除の対象となるのは5,000円を超える部分のみ）。

寄附を希望する人は、まちづくり推進課から寄附申込書を取り寄せ（市のホームページからもダウンロード可）、郵送でお申込みください。

また、皆さんの知り合いなどで寄附を通じて瀬戸内市を応援したい人がいたら、まちづくり推進課までお知らせください。パンフレットやはが

きをお送りします。

■問い合わせ・申込先

まちづくり推進課
〒701-4292
瀬戸内市邑久町尾張300-1
☎0869・22・1031

ご協力ください

工業統計調査

経済産業省では、12月31日現在におけるわが国の工業の実態を調査する平成22年工業統計調査を実施します。

産業政策、中小企業政策など、行政施策のための基礎資料となります。また、経済白書、中小企業白書などヘータを提供することを目的としています。

市内の製造事業所へ12月中旬から下旬にかけて調査員が訪問し、従業者が4人以上の事業所に調査票を配布します。調査票への記入内容は、秘密を厳守します。ご協力をお願いします。

■問い合わせ先

まちづくり推進課
☎0869・22・1031

人権週間がはじまります

人権相談・子どもの人権110番・女性の人権ホットライン

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくりましょう。

人権週間

毎年、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、広く国民の皆さま

人権相談

生活の中で人権問題ではないだろうかと感じたり悩んだりした場合は、次の相談窓口にご相談ください。相談無料

で、秘密は厳守します。

■相談先

- ①常設人権相談所（岡山地方 法務局備前支局）
月～金曜日（休日を除く）
午前9時～午後4時
☎0869・64・2770
- ②子どもの人権110番
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
☎0120・007・110
- ③女性の人権ホットライン
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
☎0570・070・810

ご利用ください

ほっとパーキングおかやま

岡山県では、車いすマークの身体障害者等用駐車場の真に必要な人が利用できるように、12月1日から「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度を開始します。

この制度は、歩行が困難な人に県が専用の利用証を交付する一方で、県と協定を結んだ公共施設やスーパーなどに駐車スペースを確保し、利用証を交付された人がそのスペースを優先して利用できるようにするものです。

駐車場利用証については申請が必要です。申請の受け付けは、12月1日（水）から県や市の窓口で行います。

▽対象者 次に該当する歩行が困難な人

- ・障害のある人
- ・高齢者
- ・難病患者
- ・妊産婦およびけが人

駐車場管理者の皆さんへ

身体障害者等用駐車場を管



このマークが目印

福祉課
☎0869・26・5943
いきいき長寿課
☎0869・26・5948
保健福祉部邑久分室
☎0869・22・1810
牛窓支所
☎0869・34・3431

第62回人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

※12月10日（金）から16日（木）は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、わたしたちも関心と認識を深めていくことが大切です。